（備考）

① 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

② 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

③ 本様式における第一種特別贈与（相続）認定中小企業者に係る規定は、第二種特別贈与（相続）認定中小企業者、第一種特例贈与（相続）認定中小企業者又は第二種特例贈与（相続）認定中小企業者について準用する。なお、本様式において「認定中小企業者」、「経営承継受贈者（経営承継相続人）」、「認定贈与株式」、「贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）」「贈与報告基準日（相続報告基準日）」、「贈与報告基準期間（相続報告基準期間）」又は「贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）」とある場合は、報告者の種別に合わせて対応する語句に読み替えるものとする。

④ 報告書の写し（別紙1及び別紙2を含む）及び施行規則第12条第2項（第4項）各号に掲げる書類を添付する。

⑤ 報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社（以下「資産保有型会社等」という。）に該当する場合において、施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときには、その旨を証する書類を添付する。

⑥ 贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

⑦ 報告者の経営承継受贈者（経営承継相続人）が当該報告者の代表者でない場合（その代表権を制限されている場合を含む。）又は経営承継贈与者が当該報告者の代表者若しくは役員（代表者を除き、当該報告者から給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の支給を受けた役員に限る。）となった場合であって、当該経営承継受贈者（経営承継相続人）が施行規則第9条第10項各号のいずれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。

⑧ 報告者が施行規則第9条第2項第12号及び第13号に規定するやむを得ない事由により資産保有型会社等に該当する場合であって、一定の期間内に解消できる見込みであるときには、当該事由がやむを得ない事由に該当する旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

① 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。

② 報告者が株式交換等により認定中小企業者たる地位を承継した株式交換完全親会社等である場合にあっては、贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数」については、認定中小企業者の常時使用する従業員の数に株式交換完全子会社等（承継前に認定中小企業者だったものに限る。）の常時使用する従業員の数を加算した数を記載する。

③ 「各贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の5年平均人数」については、過去の年次報告分も含めて各贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数を記載し、5回目の年次報告時には、常時使用する従業員数の5年平均人数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）も記載する。

④ 「贈与報告基準期間（相続報告基準期間）における代表者の氏名」については、贈与報告基準期間（相続報告基準期間）内に代表者の就任又は退任があった場合には、すべての代表者の氏名をその就任又は退任のあった期間ごとに記載する。

⑤ 「(*2)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

⑥ 「贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）（　年　月　日から　年　月　日まで）における特定資産等に係る明細表」については、贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）

⑦ 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により報告者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）

⑧ 「総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。

⑨ 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

⑩ 「特別子会社」については、贈与報告基準期間（相続報告基準期間）中において報告者に特別子会社がある場合に記載する。なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

⑪ 「やむを得ない事由により資産保有型会社等に該当した場合」については、その該当した日、その理由及び解消見込時期を記載する。